

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 22 年 4 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	4
基幹統計調査の承認	4
3 一般統計調査の承認	5
中国地域専門量販店販売統計調査（平成22年承認）（経済産業省）	5
社会医療診療行為別調査（平成22年承認）（厚生労働省）	7
自動車燃料消費量調査（平成22年承認）（国土交通省）	8
水害統計調査（平成22年承認）（国土交通省）	10
労使関係総合調査（平成22年承認）（厚生労働省）	12
繊維流通統計調査（平成22年承認）（経済産業省）	18
地方公共団体消費状況等調査（平成22年承認）（内閣府）	20
電力の送受電に関する実績調査（平成22年承認）（資源エネルギー庁）	21
景気ウォッチャー調査（平成22年承認）（内閣府）	23
地方教育費調査（平成22年承認）（文部科学省）	24
建設関連業等の動態調査（平成22年承認）（国土交通省）	26
海外事業活動基本調査（平成22年承認）（経済産業省）	30
4 届出統計調査の受理	32
(1) 新規	32
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成22年届出）（山口県）	32
観光振興基本計画管理調査（平成22年届出）（愛知県）	33
配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査（平成22年届出）（愛知県）	34
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成22年届出）（鳥取県）	35
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成22年届出）（大阪府）	36
給与、勤務条件等に関する調査（平成22年届出）（広島県・広島市）	37
夏季一時金要求・受結状況調査（平成22年届出）（滋賀県）	38
消防に関する世論調査（平成22年届出）（東京消防庁）	39
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成22年届出）（新潟県・新潟市）	40

福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査（平成22年届出）（福島県）	41
一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）（平成22年届出）（三重県）	43
耕種農家の家畜ふん堆肥利用意識調査（平成22年届出）（千葉県）	44
男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年届出）（石川県）	45
(2) 変更	46
鳥取県産業廃棄物実態調査（平成22年届出）（鳥取県）	46
夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査（平成22年届出）（新潟県）	47
中小企業景況調査（平成22年届出・2回目）（愛知県）	48

注1：「届出統計調査」とは、統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

注2：調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記されているものである。

基幹統計調査の承認

基幹統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
該当なし			

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H22.4.1	中国地域専門量販店販売統計調査	経済産業大臣
H22.4.5	社会医療診療行為別調査	厚生労働大臣
H22.4.5	自動車燃料消費量調査	国土交通大臣
H22.4.5	水害統計調査	国土交通大臣
H22.4.6	労使関係総合調査	厚生労働大臣
H22.4.9	繊維流通統計調査	経済産業大臣
H22.4.13	地方公共団体消費状況等調査	内閣総理大臣
H22.4.13	電力の送受電に関する実績調査	経済産業大臣
H22.4.16	景気ウォッチャー調査	内閣総理大臣
H22.4.22	地方教育費調査	文部科学大臣
H22.4.27	建設関連業等の動態調査	国土交通大臣
H22.4.28	海外事業活動基本調査	経済産業大臣

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.4.5	職種別民間給与実態調査付帯調査	山口県人事委員会
H22.4.13	観光振興基本計画管理調査	愛知県知事
H22.4.13	配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査	愛知県知事
H22.4.15	職種別民間給与実態調査付帯調査	鳥取県人事委員会
H22.4.19	職種別民間給与実態調査付帯調査	大阪府人事委員会
H22.4.19	給与、勤務条件等に関する調査	広島県人事委員会 ・広島市人事委員会
H22.4.22	夏季一時金要求・妥結状況調査	滋賀県知事
H22.4.22	消防に関する世論調査	東京消防庁 消防総監
H22.4.23	職種別民間給与実態調査付帯調査	新潟県人事委員会 ・新潟市人事委員会
H22.4.26	福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査	福島県知事
H22.4.27	一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）	三重県知事
H22.4.28	耕種農家の家畜ふん堆肥利用意識調査	千葉県知事
H22.4.28	男女共同参画に関する県民意識調査	石川県知事

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.4.5	鳥取県産業廃棄物実態調査	鳥取県知事
H22.4.27	夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査	新潟県知事
H22.4.30	中小企業景況調査	愛知県知事

○基幹統計調査の承認

【該当なし】

一般統計調査の承認

【調査名】 中国地域専門量販店販売統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月1日

【実施機関】 経済産業省中国経済産業局総務企画部企画調査課

【目的】 中国地域における専門量販店の販売動向を総合的に把握することにより、個人消費動向を把握し、地域経済政策の適切な実施のための基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、平成21年度から調査を開始した。

【調査の構成】 1 - ホームセンター調査票 2 - 家電量販店調査票 3 - ドラッグストア調査票

【公表】 新聞発表、インターネット（翌々月初旬）

【調査票名】 1 - ホームセンター調査票

【調査対象】（地域）中国地域内5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）（単位）企業（属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）細分類「ホームセンター」による売上が、売上総額の70%以上、セルフサービスを売り場面積の50%以上について採用、店舗面積250平方メートル以上を複数店舗展開している企業のうち、中国地域内5県に店舗を有する企業（抽出枠）（社）日本DIY協会正会員小売部門企業名簿のうち、中国地域内に専門量販店を有する企業

【調査方法】（選定）全数（客体数）13（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）月末（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）翌月20日

【調査事項】 1. 中国地域内の月間商品販売額等（構成比、今月の小売販売額、前年同月の小売販売額）、2. 県別動向（前年比、今月の小売販売額、前年同月の小売販売額、店舗数（今月・前年同月））

【調査票名】 2 - 家電量販店調査票

【調査対象】（地域）中国地域内5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）（単位）企業（属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）小分類「機械器具小売業（自動車、自転車を除く）」の売上が、売上総額の70%以上を占める事業所を複数店舗展開している企業のうち、中国地域内5県に店舗を有する企業（抽出枠）07年度家電量販店各社決算による売上高上位企業7社のうち、中国地域内に店舗を有する企業

【調査方法】（選定）全数（客体数）6（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）月末（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)翌月20日

【調査事項】 1. 中国地域内の月間商品販売額等(構成比、今月の小売販売額、前年同月の小売販売額)、2. 県別動向(前年比、今月の小売販売額、前年同月の小売販売額、店舗数(今月・前年同月))

【調査票名】 3 - ドラッグストア調査票

【調査対象】 (地域)中国地域内5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県) (単位)企業 (属性)日本標準産業分類(平成19年11月改定)細分類「ドラッグストア」に属し、セルフサービスを売り場面積の50%以上について採用している事業所を複数店舗展開している企業のうち、中国地域内5県に店舗を有する企業 (抽出枠)日本チェーンドラッグストア協会の正会員企業名簿のうち、中国地域内に専門量販店を有する企業

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)23 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)月末 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)翌月20日

【調査事項】 1. 中国地域内の月間商品販売額等(構成比、今月の小売販売額、前年同月の小売販売額)、2. 県別動向(前年比、今月の小売販売額、前年同月の小売販売額、店舗数(今月・前年同月))

【調査名】 社会医療診療行為別調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月5日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目的】 全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、「社会医療調査」（指定統計第79号）として昭和30年から「傷病別調査」、「診療行為別調査」の2本柱の構成で実施された。

その後、「傷病別調査」は昭和32年から、「診療行為別調査」は昭和42年から政府管掌健康保険の適用分のみを調査対象とした。

昭和49年からは、傷病の傾向が把握されたこと及び類似の調査が実施されていること等により、診療行為を主体とした調査をすることとなり、指定統計としての調査を一時中止して届出統計調査とし、調査の名称も変更された。

昭和53年からは、傷病も加えた調査とし、さらに昭和58年から老人保健法が施行されたことに伴い「老人医療」を区分し、昭和61年から国民健康保険、平成11年からは組合管掌健康保険も調査対象とした。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 社会医療診療行為別調査 調査票（診療報酬明細書写し）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の6月下旬）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 社会医療診療行為別調査 調査票（診療報酬明細書写し）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）保健・医療施設 （属性）社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）6月1か月間 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施年7月末日

【調査事項】 1 . 診療報酬明細書：出生年月日、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数、薬剤の使用状況（薬品名、使用量等）等、2 . 調剤報酬明細書：出生年月日、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数、薬剤の使用状況（薬品名、使用量等）等

【調査名】 自動車燃料消費量調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月5日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室

【目的】 自動車から排出される温室効果ガス排出量を捉えるための基礎データとなる自動車の燃料消費量を正確に把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、自動車燃料消費量調査第一次予備調査（承認統計調査）及び自動車燃料消費量調査第二次予備調査（承認統計調査）における調査月、調査地域、車種別にみた燃料消費量、1日1車あたりの走行距離等の検証を経て、両調査結果を標本設計等に反映させて平成18年10月から実施したものである。

【調査の構成】 1 - 営業用貨物自動車調査票（第1号様式） 2 - 営業用旅客自動車調査票（第2号様式） 3 - 自家用小型自動車調査票（第3号様式） 4 - 自家用普通自動車調査票（第4号様式）

【公表】 インターネット等を利用して「自動車燃料消費量調査結果」として公表（3か月以内、ただし平成21年度の調査結果については、22年10月）

【備考】 今回の変更は、集計事項について変更。

【調査票名】 1 - 営業用貨物自動車調査票（第1号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。（抽出枠）自動車登録ファイル及び軽自動車検査ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）600 / 1,470,000 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月、国土交通大臣が指定する7日間 （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行キロ

【調査票名】 2 - 営業用旅客自動車調査票（第2号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。（抽出枠）自動車登録ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500 / 380,000 （配布）郵送・

オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月、
国土交通大臣が指定する7日間（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行キロ

【調査票名】 3 - 自家用小型自動車調査票（第3号様式）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。（抽出枠）自動車登録ファイル，軽自動車検査ファイル

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,000/7,130,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月、1日～21日（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 調査期間中の燃料消費量、3. 調査期間中の走行キロ、
4. 調査開始日・終了日

【調査票名】 4 - 自家用普通自動車調査票（第4号様式）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうちから選定する自動車（ただし駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車、緊急自動車、被牽引車は調査の範囲に含まない）。（抽出枠）自動車登録ファイル

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）900/1,570,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月、国土交通大臣が指定する7日間（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）翌月10日

【調査事項】 1. 主な用途、2. 休車日数、3. 調査期間中の燃料消費量、4. 調査期間中の走行キロ

【調査名】 水害統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月5日

【実施機関】 国土交通省河川局河川計画課

【目的】 洪水、内水、高潮等の水害により、個人・法人が所有する資産、公共土木施設及び公益事業等施設に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成22年に、本調査に公共土木施設水害統計調査（届出統計調査）が統合された。

【調査の構成】 1 - 水害統計調査（一般資産水害統計調査調査票） 2 - 水害統計調査（公共土木施設（地方単独事業）水害統計調査調査票） 3 - 水害統計調査（公益事業等水害統計調査調査票）

【公表】 印刷物及びインターネット（速報値：調査実施年の翌年末頃、確報値：調査実施年の翌々年2月末頃、報告書：調査実施年の翌々年3月末頃）

【調査票名】 1 - 水害統計調査（一般資産水害統計調査調査票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯又は事業所 （属性）水害を受けた家屋等の世帯主又は事業所の代表者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）13,000,900 （配布）調査員（収集）調査員・オンライン （記入）他計 （把握時）1月1日～12月31日 （系統）国土交通省 - 都道府県 - 市区町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）水害発生後45日以内

【調査事項】 1. 都道府県名、2. 市区町村名、3. 水害発生・終了年月日、4. 水害原因、5. 水害区域番号、6. 水系・沿岸名、7. 水系種別、8. 河川・海岸名、9. 河川種別、10. 地盤勾配区分、11. 集計番号、12. 町丁名・大字名、13. 建物の名称、14. 地上・地下被害の区分、15. 浸水土砂被害の区分、16. 被害建物棟数、17. 被害建物の延床面積、18. 被災世帯数、19. 被災事業所数、20. 被害建物内での農漁家又は事業所活動、21. 事業所の産業区分、22. 地下空間の利用形態

【調査票名】 2 - 水害統計調査（公共土木施設（地方単独事業）水害統計調査調査票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）都道府県及び市区町村 （属性）水害を受けた、都道府県及び市区町村が所管する河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、港湾、下水道、公園、都市施設のうち地方単独事業として災害復旧事業を行った施設を所管する都道府県及び市区町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）42 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）

自計（把握時）1月1日～12月31日（系統）（都道府県単独事業分）
国土交通省 - 都道府県、（市区町村単独事業分）国土交通省 - 都道府県 - 市区町村

【周期・期日】（周期）年（実施期日）調査実施年の翌年1月末まで

【調査事項】 1.水系・沿岸名、種別、2.河川・海岸名、種別、3.代表被災地区名、
4.都道府県名、5.市区町村名、6.都道府県コード、7.整理番号、8.
異常気象コード、9.水害発生日、10.工種区分、11.河川等コード、
12.市区町村コード、13.災害復旧査定額

【調査票名】 3 - 水害統計調査（公益事業等水害統計調査調査票）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）水害を受けた鉄道・軌道業、道路定期旅客運送業、道路定期貨物運送業、電気通信事業者、電力株式会社、ガス事業及び水道事業の資産・施設を管理する事業者

【調査方法】（選定）全数（客体数）500（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）1月1日～12月31日（系統）国土交通省 - 都道府県
- 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）調査実施年の翌年1月末

【調査事項】 1.都道府県名、2.調査対象機関所在地、3.調査対象機関名称、4.
水害発生日、5.被害箇所、6.河川・海岸名、地区名、7.水害原因コード、8.事業コード、9.被害金額、10.営業停止期間等

【調査名】 労使関係総合調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月6日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 本調査は、労使関係を含めた労働組合組織の実態を総合的に把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的としており、各調査（調査の構成については沿革を参照）の具体的な内容は次のとおりである。

労働組合基礎調査：労働組合を対象として、労働組合（員）数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合（員）の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を把握。

労働組合実態調査：労働組合を対象として、労働組合の組織、組合役員、組合財政及び組合活動の実態を把握。

労使コミュニケーション調査：労使間の意思疎通を図るためにとられている方法、その運用状況、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を把握。

労働組合活動実態調査：労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合活動の実態を把握。

労働協約等実態調査：労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約等の締結状況、締結内容及びその運用等の実態を把握。

団体交渉と労働争議に関する実態調査：労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手続等の状況を把握。

【沿革】 本調査は、昭和22年に実施された「労働組合調査」及び23年から毎年実施された「労働組合基本調査」を前身としており、58年に、47年及び52年に実施された「労使コミュニケーション調査」を統合し、以後、「労使関係総合調査」として毎年実施されている。

なお、本調査は、毎年実施される「労働組合基礎調査」と、5つのテーマを5年周期で実施するローテーション調査（1．労働組合実態調査、2．労使コミュニケーション調査、3．労働組合活動実態調査、4．労働協約等実態調査、5．団体交渉と労働争議に関する実態調査）の2つの調査により構成されており、平成22年度のローテーション調査は、労働組合活動実態調査について実施されている。

【調査の構成】 1 - 労働組合基礎調査票 2 - 労働組合実態調査票 3 - 労使コミュニケーション調査票A（事業所用） 4 - 労使コミュニケーション調査票B（個人用） 5 - 労働組合活動実態調査票 6 - 労働協約等実態調査票 7 - 団体交渉と労働争議に関する実態調査票

【公表】 労働組合基礎調査：インターネット及び印刷物（結果概況：調査実施年の12月中旬、結果報告書：調査実施翌年の3月下旬）、労働組合活動実態調査：イ

ンターネット及び印刷物（結果概況：調査実施翌年の7月中旬、結果報告書：調査実施翌年の11月中旬）、その他の調査についても、インターネット及び印刷物にて公表。

【備考】 今回の変更は、労働組合活動実態調査についてのみ、報告者数、調査事項及び調査方法について変更。

【調査票名】 1 - 労働組合基礎調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）労働組合 （属性）すべての産業の労働組合とする（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）。ただし、船員法第1条に規定する船員が主たる構成員である労働組合については、船員単位労働組合基本調査の結果を利用する。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）70,000 （配布）郵送・職員 （取集）郵送・職員 （記入）自計 （把握時）毎年6月30日現在 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月1日～20日

【調査事項】 1. 労働組合の種類、2. 存廃等区分、3. 新設又は解散等の理由、4. 適用法規、5. 労働組合の正式名称及び代表者の氏名、6. 労働組合事務所の所在地、7. 男女別労働組合員数、8. 直上組合の名称及び所在地、9. 労働組合本部の名称及び所在地、10. 労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容、11. 企業の名称、12. 企業の全常用労働者数、13. 加盟上部組合の組織系統、14. 構成組合の名称、所在地及び労働組合員数。ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。

【調査票名】 2 - 労働組合実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）組合 （属性）「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する民営事業所における労働組合員数規模30人以上の労働組合（抽出枠）平成19年労働組合基礎調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000 / 29,500 （配布）調査員 （取集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成20年6月30日現在 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成20年7月1日～22日

【調査事項】 1. 労働組合の属性に関する事項、(1) 労働組合の種類、(2) 労働組合

の組織率、(3)別組合の有無、(4)ユニオン・ショップ協定の有無、2. 労働組合の組織状況に関する事項、(1)労働者に加入資格を与えているか、(2)加入資格を与えていない労働者についての取り組み状況、(3)組合員数の変化、(4)増減理由、(5)組合活動の重点課題等、3. 労働組合役員等に関する事項、(1)労働組合の執行委員、(2)専従者、(3)書記等、4. 組合財政に関する事項、(1)毎月徴収する組合費の決め方、(2)3年前と比べた財政事情等、5. 労働組合活動に関する事項、(1)過去1年間における一般組合委員の組合活動への参加状況、(2)労働問題に対する取り組み等、6. 労使関係についての認識、(1)使用者側との労使関係の維持についての認識

【調査票名】 3 - 労使コミュニケーション調査票A (事業所用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)「鉱業、採石業、砂利採取業」
「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者を30人以上雇用する民営事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,500/270,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成21年6月30日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成21年7月1日~20日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項、2. 労使コミュニケーション全般に関する事項、(1)労使コミュニケーションの重要度、(2)労使コミュニケーションの現状の評価、(3)事業所が労使コミュニケーションを重視する内容、(4)経営状況や経営計画・方針等を従業員に周知するための方法、(5)労働条件の個別的決定の対象となる労働者割合の増減、3. 労使協議機関に関する事項、(1)労使協議機関の有無、(2)労使協議機関の設置の根拠、(3)下部組織としての専門委員会の有無及び取り扱う事項、(4)労使協議機関の開催形態、(5)パートタイム労働者の従業員代表の有無、(6)労使協議機関に付議する事項、(7)労使協議機関の成果、4. 職場懇談会に関する事項、(1)職場懇談会の有無、(2)職場懇談会開催の有無、(3)職場懇談会の話し合い事項、(4)職場懇談会の成果、(5)パートタイム労働者の参加の有無、5. 苦情処理に関する事項、(1)苦情処理機関の有無、(2)

パートタイム労働者の利用資格の有無、(3)申し立てられた苦情の有無、苦情内容及び解決状況、(4)派遣労働者の受け入れの有無、(5)派遣労働者からの苦情の有無、(6)派遣労働者から出された苦情の申し出先、6. 外部の機関等の利用に関する事項、(1)外部の機関等の利用の有無、(2)今後の外部の機関等の利用の有無及び利用しない理由

【調査票名】 4 - 労使コミュニケーション調査票B (個人用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者を30人以上雇用する民営事業所に雇用されている労働者 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,500/24,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成21年6月30日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 労政主幹事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成21年7月1日~20日

【調査事項】 1.個人の属性に関する事項、2.労使コミュニケーション全般に関する事項、(1)労使コミュニケーションの良好度、(2)個人が労使コミュニケーションを重視する内容、3.労働組合に関する意識、(1)労働組合に加入の有無、(2)労働組合の必要度、(3)労使コミュニケーションにおいて労働組合に期待する役割、4.労使協議機関に関する事項、(1)労使協議機関の有無、(2)労使協議機関の協議内容等の認知方法、(3)労使協議機関の協議内容等の認知の程度、5.個人の処遇等に関する不平、不満の処理方法、(1)不平、不満の申し立ての有無、(2)不平、不満の内容、(3)不平、不満の申し立て方法、(4)不平、不満の申し立ての結果、(5)外部機関等への相談の有無及び機関等の種類、(6)不平、不満を申し立てなかった理由

【調査票名】 5 - 労働組合活動実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)労働組合 (属性)日本標準産業分類に基づく次の産業に属し、労働組合員100人以上の単位労働組合(下部組織がない組合)とする。「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・

ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（抽出枠）調査実施前年の労使関係総合調査（労働組合基礎調査）の結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,600/14,000（配布）調査員（労働組合員500人未満の労働組合）郵送（労働組合員500人以上の労働組合）（取集）調査員（労働組合員500人未満の労働組合）郵送（労働組合員500人以上の労働組合）（記入）自計（把握時）平成22年6月30日現在（一部の項目については、調査実施年の3年前の7月1日～調査実施年の6月30日までの3年間）（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年7月1日～20日

【調査事項】ア．労働組合の属性に関する事項、1．労働組合員の平均年齢、2．ユニオン・ショップ協定の有無、3．別組合の有無、4．労働組合の組織率、イ．企業組織の再編等と労働組合の対応に関する事項、1．過去3年間における企業組織の再編等の実施の有無、2．組合の関与の有無及び関与の仕方、3．使用者側からの提示事項及び組合が重視した事項、4．人員削減の有無及び再就職支援の有無、ウ．賃金・退職給付（一時金・年金）制度の改定と労働組合の対応に関する事項、1．過去3年間における賃金・退職給付制度の改定の有無、改定における組合の関与の有無、関与の仕方及び改定内容、エ．非正規労働者と労働組合の対応に関する事項、1．パートタイム労働者の組合加入資格・組合員の有無と取組内容、2．フルタイムの非正規労働者の組合加入資格・組合員の有無と取組内容、3．派遣労働者の組合加入資格・組合員の有無と組内容、4．非正規労働者の組織化を進めていく上での問題点、オ．メンタルヘルスと労働組合の対応に関する事項、1．メンタルヘルスの取組の有無と取組内容及び取組内容のうち組合が重視した事項、カ．労使関係についての認識

【調査票名】 6 - 労働協約等実態調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）組合（属性）「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する民営事業所における労働組合員数規模30人以上の労働組合（抽出

枠)平成17年労働組合基礎調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,700/28,500 (配布)調査員・職員 (収集)調査員・職員 (記入)自計 (把握時)平成18年6月30日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成17年7月1日~20日

【調査事項】 1.労働組合の属性に関する事項、2.労働協約の締結状況、3.労働協約等の運営状況

【調査票名】 7 - 団体交渉と労働争議に関する実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)組合 (属性)「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する民営事業所における労働組合員数規模30人以上の労働組合 (抽出枠)平成18年労働組合基礎調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,700/28,000 (配布)調査員・職員 (収集)調査員・職員 (記入)自計 (把握時)平成19年6月30日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 労政主管事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成19年7月1日~20日

【調査事項】 1.労働組合の属性に関する事項、2.団体交渉に関する事項、3.労働争議に関する事項、4.労使間の諸問題の解決手段に関する事項、5.労使関係についての認識

【調査名】 繊維流通統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月9日

【実施機関】 経済産業省製造産業局繊維課

【目的】 繊維原料及び繊維製品（糸及び織物）の流通の実態を明らかにし、我が国における繊維原料及び繊維製品に関する施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和23年11月以降、旧統計法の下では、指定統計第19号を作成するための指定統計調査として実施されてきた。

調査開始当初は、主に戦後の経済統制下における物資の割当て、配給監査のための基礎資料として利用されてきたが、その後、経済分析、個別産業の需給調整のための基礎資料へと利用目的が変化し、平成14年1月調査以降、指定統計調査から統計報告の徴集（承認統計調査）として実施することとなり、統計法の全面改正に伴い一般統計調査として現在に至っている。

【調査の構成】 1 - 繊維原料月報 2 - 糸月報 3 - 織物月報

【公表】 「繊維・生活用品統計月報（調査月の翌々月末）」、「繊維・生活用品統計年報（調査年の翌年の6月）」及びインターネット

【調査票名】 1 - 繊維原料月報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）繊維原料（綿花、羊毛、麻類、コットンリターパルプ、溶解パルプ、ビスコーススフ、合成繊維短繊維）を取り扱う企業のうち、従業員10人以上の事業所を有する企業（抽出枠）商業統計調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）130 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月18日

【調査事項】 1. 各調査品目ごとの受入、2. 各調査品目ごとの引渡、3. 各調査品目ごとの月末在庫

【調査票名】 2 - 糸月報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）糸（綿糸、毛糸、絹糸・絹紡糸、麻糸、人絹糸、ビスコーススフ糸、アセテート長繊維、合成繊維糸）を取り扱う企業のうち、従業員10人以上の事業所を有する企業（抽出枠）商業統計調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）170 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月18日

【調査事項】 1 .各調査品目ごとの受入、2 .各調査品目ごとの引渡(需要者渡(輸出、小売商渡を含む。)\ その他)\ 3 .各調査品目ごとの月末在庫

【調査票名】 3 - 織物月報

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)織物(綿織物、毛織物、絹織物、麻織物、ビスコース人絹織物、ビスコーススフ織物、アセテート織物、合成繊維織物、毛布、タオル)を取り扱う企業のうち、従業員10人以上の事業所を有する企業 (抽出枠)商業統計調査名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)430 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)翌月18日

【調査事項】 1 .各調査品目ごとの受入、2 .各調査品目ごとの引渡(需要者渡(輸出、小売商渡を含む。)\ その他)\ 3 .各調査品目ごとの月末在庫

【調査名】 地方公共団体消費状況等調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月13日

【実施機関】 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課

【目的】 地方公共団体の予算のうち、国民経済計算における消費及び投資に関連する特定項目等について調査し、国民経済計算統計の整備改善を図るための基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、昭和55年度から調査を開始した。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 地方公共団体消費状況等調査

【公表】 インターネット（四半期別GDP2次速報公表の1か月後（7月、10月、1月、4月））

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲に相模原市を追加。

【調査票名】 1 - 地方公共団体消費状況等調査

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県及び政令指定都市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）66 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）各四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月） （系統）内閣府 - 都道府県・政令指定都市

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）各四半期の翌月末日

【調査事項】 1. 消費的経費（普通会計）(1) 歳出（人件費、物件費、維持補修費、失業対策費）(2) 歳入（使用料、手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入）
2. 消費的経費（公営事業会計）(1) 法適用下水道事業（経常費用、経常収益）(2) 法非適用下水道事業（営業費用、営業収益等）
3. 投資的経費（普通会計、公営事業会計）(1) 普通建設事業費（普通会計）(2) 災害復旧事業費（普通会計）(3) 普通建設事業費（住宅）（普通会計）(4) 法適用下水道事業（建設改良費、固定資産売却代金）（公営事業会計）(5) 法非適用下水道事業（建設改良費、固定資産売却代金）（公営事業会計）
4. 特記事項 (1) 今回の補正措置における特徴点 (2) 公共事業等の施行状況

【調査名】 電力の送受電に関する実績調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月13日

【実施機関】 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

【目的】 本調査は我が国の電気事業制度改革による小売の部分自由化の進展に伴う市場動向を把握し、評価・検証することを目的とし、その徴集したデータを新たな制度改革の基礎資料として利用する。

【沿革】 本調査は、平成20年度から調査を開始した。

【調査の構成】 1 - 電力の送受電に関する実績調査票（一般電気事業者用） 2 - 電力の送受電に関する実績調査票（特定規模電気事業者用） 3 - 電力の送受電に関する実績調査票（特定電気事業者用） 4 - 電力の送受電に関する実績調査票（卸電気事業者用）

【公表】 印刷物及びインターネット（調査実施年の7月末頃）

【調査票名】 1 - 電力の送受電に関する実績調査票（一般電気事業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者（抽出枠）電気事業法第3条第1項に基づく事業許可台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）10 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度の4月1日～翌年3月31日 （系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4月下旬配布、5月末日提出

【調査事項】 電気事業者との送受電力量、電気事業者以外の者との送受電力量、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた送受電力量

【調査票名】 2 - 電力の送受電に関する実績調査票（特定規模電気事業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者（既に特定規模電気事業を開始している事業者）（抽出枠）電気事業法第16条の2第1項に基づく事業届出台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）18 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度の4月1日～翌年3月31日 （系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4月下旬配布、5月末日提出

【調査事項】 電気事業者との送受電力量、電気事業者以外の者との送受電力量、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた送受電力量

【調査票名】 3 - 電力の送受電に関する実績調査票（特定電気事業者用）

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)電気事業法第2条第1項第6号に規定する特定電気事業者 (抽出枠)電気事業法第3条第1項に基づく事業許可台帳

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)5 (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年度の4月1日～翌年3月31日 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)4月下旬配布、5月末日提出

【調査事項】 電気事業者との送受電力量、電気事業者以外の者との送受電力量、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた送受電力量

【調査票名】 4 - 電力の送受電に関する実績調査票(卸電気事業者用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)電気事業法第2条第1項第4号に規定する卸電気事業者(みなし卸電気事業者を含む。) (抽出枠)電気事業法第3条第1項に基づく事業許可台帳

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)38 (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年度の4月1日～翌年3月31日 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)4月下旬配布、5月末日提出

【調査事項】 電気事業者との送受電力量、電気事業者以外の者との送受電力量、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた送受電力量

【調査名】 景気ウォッチャー調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月16日

【実施機関】 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

【目的】 地域の景気に関連の深い動きを観察できる立場にある人々の協力を得て、地域ごとの景気の的確かつ迅速な把握に資するとともに、政府としての景気に関する判断材料の裾野の拡大を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成12年から調査を開始した。

【調査の構成】 1 - 景気ウォッチャー調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（調査実施月の翌月第6営業日）

【調査票名】 1 - 景気ウォッチャー調査票

【調査対象】 （地域）北海道、東北、北関東、南関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄（単位）個人（属性）代表的な経済活動項目の動向を敏感に反映する現象を観察できる業種の適当な職種に従事する、次の要件を可能な限り満たす人物。1．立場 - 自己の就いている職業を通じて、自己の所属組織の状況に限らず、周囲の景気動向を敏感に反映する現象を観察できる立場にいる人物。2．能力 - 自己の職業を通じて観察できる現象を地域の景気動向との関係で的確に解説する資質を有する人物。3．意欲 - 地域の経済動向に関心があり、本調査に意欲的に参加する意思を有する人物。（抽出枠）本調査作業を受諾した民間事業者が、各地域において、内閣府との協議の下で選定。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）2,050（配布）オンライン（取集）オンライン（記入）自計（把握時）毎月、当月時点（系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月25日～末日

【調査事項】 1．景気の現状（水準）、2．景気の現状（方向性）、3．景気の現状（方向性）の理由、4．3の回答区分によって補足事項（任意回答）又は具体的状況、5．景気の見通し（方向性）、6．景気の見通し（方向性）の回答理由

【調査名】 地方教育費調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月22日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和24年に開始され、以後毎年実施されている。平成11年以降、統計調査の体系整備の観点から、「地方教育行政調査」を統合して実施している。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 学校教育費調査票 2 - 社会教育費・教育行政費調査票 3 - 教育に係る収入調査票 4 - 知事部局における生涯学習関連費調査票 5 - 教育行政調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（中間報告：毎年5月、報告書：毎年12月）

【調査票名】 1 - 学校教育費調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校及び行政機関 （属性）都道府県及び市町村（特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合を含む）の教育委員会並びに都道府県立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,591 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施前会計年度間 （系統）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 都道府県立学校、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施年11月15日

【調査事項】 支出項目別、財源別学校教育費

【調査票名】 2 - 社会教育費・教育行政費調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）行政機関 （属性）都道府県及び市町村（特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合を含む）の教育委員会

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）471,888 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施前会計年度間 （系統）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施年11月15日

【調査事項】 1. 支出項目別、財源別社会教育費、2. 支出項目別、財源別教育行政費

【調査票名】 3 - 教育に係る収入調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)行政機関 (属性)都道府県及び市町村(特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合を含む)の教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)471,888 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施前会計年度間 (系統)文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査実施年11月15日

【調査事項】 教育施設別、科目別収入額

【調査票名】 4 - 知事部局における生涯学習関連費調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)行政機関 (属性)都道府県(教育事務組合、共同設置及び広域連合を含む)の教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)471 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施前会計年度間 (系統)文部科学省 - 都道府県教育委員会

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査実施年11月15日

【調査事項】 支出項目別、財源別生涯学習関連費

【調査票名】 5 - 教育行政調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)行政機関 (属性)都道府県及び市町村(特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合を含む)の教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)471,888 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年5月1日現在 (系統)文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会

【周期・期日】 (周期)隔年 (実施期日)調査実施年6月30日

【調査事項】 1. 教育委員会の類型 2. 教育委員の性別、年齢、職業、履歴及び報酬
3. 教育長の性別、年齢、職業、履歴及び報酬 4. 事務局の本務職員数

【調査名】 建設関連業等の動態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月27日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室

【目的】 建設関連業等の活動の動向を迅速、的確に把握し、建設関連業等に関する各種施策に資するとともに、建設活動の先行指標等として建設行政に資するため、建設関連業等の動態調査を実施する。

【沿革】 本調査は、平成6年から実施。

【調査の構成】 1 - 測量業の動態調査票 2 - 建設コンサルタントの動態調査票 3 - 地質調査業の動態調査票 4 - 建築設計業務の動態調査票A票 5 - 建築設計業務の動態調査票B票 6 - 建設機械器具リース業の動態調査票 7 - 重仮設リース業の動態調査票 8 - 軽仮設リース業の動態調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（調査月の翌月末）

【備考】 今回の変更は、「建築設計業務の動態調査票A票」及び「建築設計業務の動態調査票B票」に係る報告者数の削減並びに「軽仮設リース業の動態調査票」に係る報告者数の増加。

【調査票名】 1 - 測量業の動態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）測量業の登録業者 （抽出枠）測量業の登録業者のうち、（社）全国測量設計業協会連合会会員名簿及び（社）日本測量調査技術協会会員名簿に記載されている業者で、原則、年間売上高の上位50社を報告者として選定。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）50 / 2,800 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末現在 （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、部課名、担当者、所在地、2. 発注者別契約件数及び契約金額（1. 国内公共、2. 国内民間、3. 海外公共、4. 海外民間）、3. 事業所の月末の従業者数、4. 事業所の月間売上高

【調査票名】 2 - 建設コンサルタントの動態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）建設コンサルタントの登録業者 （抽出枠）建設コンサルタントの登録業者のうち、建設コンサルタンツ協会会員名簿に記載されている業者で、原則、年間売上高の上位50社を報告者として選定する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）50 / 450 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末現在 （系統）

国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1.企業名、部課名、担当者、所在地、2.発注者別契約件数及び契約金額(1.国内公共、2.国内民間、3.海外公共、4.海外民間)、3.事業所の月末の従業者数、4.事業所の月間売上高

【調査票名】 3 - 地質調査業の動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)地質調査業の登録業者 (抽出枠)地質調査業の登録業者のうち、全国地質調査業協会連合会会員名簿に記載されている業者で、原則、年間売上高の上位50社を報告者として選定する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)50/650 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末現在 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1.企業名、部課名、担当者、所在地、2.発注者別契約件数及び契約金額(1.国内公共、2.国内民間、3.海外公共、4.海外民間)、3.事業所の月末の従業者数、4.事業所の月間売上高

【調査票名】 4 - 建築設計業務の動態調査票A票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)建築士事務所の登録業者のうち、建築設計事務所の者 (抽出枠)建築士事務所の登録業者のうち、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会及び建築業協会の各協会の会員名簿に記載されている業者で、原則、年間売上高の上位30社を報告者として選定する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)30/14,800 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末現在 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1.建築主別、用途別、概算延床面積(1.公共(住宅系、非住宅系)、2.民間(住宅系、非住宅系))、2.事業所の月末の従業者数、3.事業所の月間売上高

【調査票名】 5 - 建築設計業務の動態調査票B票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)建築士事務所の登録業者のうち建設業者の建築設計部門の者 (抽出枠)建築士事務所の登録業者のうち、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家

協会及び建築業協会の各協会の会員名簿に記載されている業者で、原則、年間売上高の上位20社を報告者として選定する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)20/14,800 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末現在 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 建築主別、用途別、概算延床面積 (1. 公共 (住宅系、非住宅系) 2. 民間 (住宅系、非住宅系))

【調査票名】 6 - 建設機械器具リース業の動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)建設機械器具の賃貸業者 (抽出枠)建設機械器具の賃貸業者のうち、(社)全国建設機械器具リース業協会名簿に記載されている業者で、原則、年間売上高の上位50社を報告者として選定する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)50/1,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末現在 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、部課名、担当者、所在地、2. 施主別 (公共、民間) 賃貸売上高、3. 工事種類別 (土木、住宅、非住宅建築) 賃貸売上高、4. 主要品目別の月間稼働延べ台数及び月末総保有台数 (機械器具名: 土工機械 (ブルドーザ、トラクタショベル、ショベル系掘削機)、運搬機械 (クレーン、不整地運搬車、フォークリフト)、基礎工事用機械 (振動パイルドライバ)、整地・転圧機械 (モータグレーダ、ローラ)、その他 (高所作業車、大型発動発電機、大型コンプレッサ))、5. 事業所の月末の従業者数、6. 事業所の月間売上高

【調査票名】 7 - 重仮設リース業の動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)重仮設材の賃貸業者 (抽出枠)重仮設材の賃貸業者の全数を対象とし、重仮設業協会名簿を使用する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)12 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末現在 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、部課名、担当者、所在地、2. 施主別 (公共、民間) 賃貸売上高、3. 工事種類別 (土木、住宅、非住宅建築) 賃貸売上高、4. 主要品

目別の月間稼働量及び月末総保有量(主要品目(鋼矢板、H型鋼、鋼製山留、覆工板)別、月末稼働量、月末総保有量、5.事業所の月末の従業者数、6.事業所の月間売上高

【調査票名】 8 - 軽仮設リース業の動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)軽仮設材の賃貸業者 (抽出枠)軽仮設材の賃貸業者のうち、軽仮設リース業協会名簿に記載されている業者で、原則、年間売上高の上位50社を報告者として選定する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)50/80 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末現在 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1.企業名、部課名、担当者、所在地、2.施主別(公共、民間)賃貸売上高、3.工事種類別(土木、住宅、非住宅建築)賃貸売上高、4.主要品目別の月間稼働量及び月末総保有量(主要品目(枠組足場、鋼製型枠、丸角部材、長尺足場材、支保工部材、養生部材)別、月末稼働量、月末総保有量、5.事業所の月末の従業者数、6.事業所の月間売上高

【調査名】 海外事業活動基本調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年4月28日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室

【目的】 我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための資料を得ることを目的とする。

【沿革】 我が国企業の海外活動の現状と海外事業活動が現地及び我が国に与える影響については、これまで、1.昭和46年度に開始された「海外事業活動動向調査」（以下「動向調査」という。)(3年に2回)、2.海外事業活動の進展により詳細な活動実態の把握が求められるようになったことを踏まえて昭和56年度に開始された動向調査の詳細調査である「海外事業活動基本調査」（以下「基本調査」という。)(3年周期)のローテーションにより把握されてきた。

統計調査の名称については、これまで動向調査と基本調査に区分していたが、平成10年調査から「海外事業活動基本調査」として調査名を一本化している。

【調査の構成】 1 - 本社企業調査票 2 - 現地法人調査票

【公表】 「海外事業活動基本調査概要」(調査実施年の翌年3月)、「我が国企業の海外事業活動」(調査実施年の翌年5月)及びインターネットにより公表

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 本社企業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)海外に現地法人を有する我が国企業のうち、金融業、保険業及び不動産業を除く企業 (抽出枠)海外事業活動基本調査名簿等

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)6,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査期日の属する年の8月31日

【調査事項】 企業の概要、企業の操業状況等、雇用の状況、損益計算書項目、現地法人からの受取収益、現地法人からの配当金について、新規投資又は追加投資の有無、投資決定のポイントについて、今後の海外戦略について

【調査票名】 2 - 現地法人調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)海外に現地法人を有する我が国企業のうち、金融業、保険業及び不動産業を除く企業 (抽出枠)海外事業活動基本調査名簿等

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)6,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記

入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査期日の属する年の8月31日

【調査事項】 現地法人の概要、出資状況、操業状況、解散、撤退、出資比率の低下の状況、雇用の状況、事業活動の状況、費用、収益・利益処分、研究開発の状況、設備投資の状況、主要製品について

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 職種別民間給与実態調査付帯調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月5日

【実施機関】 山口県人事委員会事務局給与班

【目的】 職員の給与と山口県内の民間従業員とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－平成22年 職種別民間給与実態調査 付帯調査票

※

【調査票名】 1－平成22年 職種別民間給与実態調査 付帯調査票

【調査対象】 (地域) 山口県全域 (単位) 事業所 (属性) 職種別民間給与実態調査の対象事業所(企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所) (抽出枠) 職種別民間給与実態調査の母集団名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 135/537 (配布) 職員 (取集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 平成22年4月分の最終給与締切日現在 (系統) 山口県人事委員会－報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成22年5月1日～6月18日

【調査事項】 1. 自宅に係る住宅手当について、2. 通勤手当の支給状況について

【調査名】 観光振興基本計画管理調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月13日

【実施機関】 愛知県産業労働部観光コンベンション課企画・指導グループ

【目的】 平成21年度に策定した観光振興基本計画の中の目標値の進捗管理をするために必要な基礎データを収集するため。

【調査の構成】 1－愛知県 観光地アンケート調査

※

【調査票名】 1－愛知県 観光地アンケート調査

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）個人 （属性）原則として20歳以上の男女

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／8,100,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）次の期間中の任意の休日3日間に実施（第1回：5月29日～6月30日、第2回：7月1日～9月30日、第3回：10月1日～12月31日、第4回：1月1日～3月31日） （系統）愛知県－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）次の期間中の任意の休日3日間に実施（第1回：5月29日～6月30日、第2回：7月1日～9月30日、第3回：10月1日～12月31日、第4回：1月1日～3月31日）

【調査事項】 住所、性別、年齢、旅行目的、旅行形態、旅行情報、一人当たり消費額、旅行の移動状況等

【調査名】 配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月13日

【実施機関】 愛知県健康福祉部児童家庭課

【目的】 配偶者からの暴力の被害者の置かれている状況や、施設入所に至る過程での二次的被害の状況等を把握するとともに、自立のために望む支援を調査し今後の相談や被害者支援施策の検討に資する。

【調査の構成】 1－配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査 調査票

※

【調査票名】 1－配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）世帯 （属性）愛知県内の社会福祉施設に入所している配偶者からの暴力被害者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）120 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年5月1日現在 （系統）愛知県－社会福祉施設－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年6月1日～18日

【調査事項】 1. 世帯の状況について、2. 相談・入所までの状況について、3. 仕事について、4. 自立した生活のための困難について、5. 自立した支援策のための支援策

【調査名】 職種別民間給与実態調査付帯調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月15日

【実施機関】 鳥取県人事委員会事務局給与課

【目的】 地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされている。そこで、職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握するため、同調査の付帯調査として、本調査を実施する。

【調査の構成】 1－職種別民間給与実態調査付帯調査 調査票

※

【調査票名】 1－職種別民間給与実態調査付帯調査 調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）事業所 （属性）企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所であって職種別民間給与実態調査の対象となっている鳥取県内の事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）143／215 （配布）職員 （取集）職員 （記入）他計 （把握時）4月分の最終給与締切日現在（4月そ及改定を含む。） （系統）鳥取県人事委員会－報告者

【周期・期日】 （周期）原則として年 （実施期日）5月1日～7月下旬

【調査事項】 1. 民間における役付手当の状況について、2. 高齢層従業員の給与カーブについて、3. 出向制度・給与額について、4. 高位の職の役員就任状況・給与額・勤務時間について、5. 通勤手当について、6. 住宅手当について

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月19日

【実施機関】 大阪府人事委員会事務局給与グループ

【目的】 地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされている。そこで、職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握するため、職種別民間給与実態調査の附帯調査として、本調査を実施する。

【調査の構成】 1－平成22年職種別民間給与実態調査 附帯調査票

※

【調査票名】 1－平成22年職種別民間給与実態調査 附帯調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所 （抽出枠）職種別民間給与実態調査の母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）200／4, 300 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）平成22年5月1日現在 （系統）大阪府人事委員会－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成22年5月1日～6月18日

【調査事項】 株式市場への上場状況、業況判断、年末年始の勤務に対する手当の支給状況、役付手当の受給状況、給料の決め方、給与制度の見直しに関する取組状況

【調査名】 給与、勤務条件等に関する調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月19日

【実施機関】 広島県人事委員会事務局公務員課、広島市人事委員会事務局調査課

【目的】 地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の従業員の給与等と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

【調査の構成】 1－給与、勤務条件等に関する調査（平成22年度） 調査票

※

【調査票名】 1－給与、勤務条件等に関する調査（平成22年度） 調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）事業所 （属性）4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所であって、以下の日本標準産業分類の大分類に属するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（中分類「学術・開発研究機関」及び「広告業」に限る。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（中分類「その他の生活関連サービス業」に限る。）、「教育、学習支援業」（中分類「学校教育」に限る。）、「医療、福祉」（中分類「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に限る。）、「サービス業（他に分類されないもの）」（中分類「政治・経済・文化団体」に限る。）（抽出枠）
職種別民間給与実態調査の対象事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）149/1, 204 75/1, 204
（配布）職員 （取集）職員 （記入）他計 （把握時）4月分の最終給与締切日現在 （系統）広島県人事委員会－報告者、広島市人事委員会－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）5月1日～6月18日

【調査事項】 家族手当の支給状況、住宅手当の支給状況、勤務地域による給与の支給状況等、通勤手当の支給状況、所定労働時間の状況（所定労働時間の状況については広島市人事委員会は調査しない。）

【調査名】 夏季一時金要求・妥結状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月22日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部労政能力開発課

【目的】 滋賀県内民間労働組合の組合員の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係確立のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1－平成22年 夏季一時金要求・妥結状況調査票

※

【調査票名】 1－平成22年 夏季一時金要求・妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）労働組合 （属性）滋賀県内民間労働組合
（抽出枠）滋賀県労働組合一覧

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）180／600 （配布）郵送 （取集）
郵送 （記入）自計 （把握時）7月31日現在 （系統）滋賀県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）6月18日～8月10日

【調査事項】 妥結日、企業全体の総従業員数、平均賃金、要求額、妥結額、交渉型、夏冬2期分の場合の支給割合

【調査名】 消防に関する世論調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月22日

【実施機関】 東京消防庁企画調整部広報課

【目的】 都民の消防行政や防災に対する認識、平素の防災体制の実態及び消防行政に対する意見や要望などを把握し、今後の消防行政施策の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－消防に関する世論調査票

※

【調査票名】 1－消防に関する世論調査票

【調査対象】 （地域）東京都内（稲城市、島しょ部を除く） （単位）個人 （属性）東京都内（稲城市、島しょ部を除く）に住む、満20歳以上の男女個人（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／10,515,798 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査日現在 （系統）東京消防庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）5月下旬～6月中旬

【調査事項】 1. 火災予防に関すること、2. 地震に関すること、3. 自主防災に関すること、4. 救急に関する意識、救急車の利用実態、5. 災害時に支援が必要な方に関すること、6. 都民生活の安全に関すること、7. その他消防行政の施策に関すること

【調査名】 職種別民間給与実態調査付帯調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月23日

【実施機関】 新潟県人事委員会事務局総務課、新潟市人事委員会事務局給与係

【目的】 新潟県職員及び新潟市職員の諸手当について検討するため、人事院の一般統計調査である職種別民間給与実態調査の調査項目の付帯的事項として、民間事業所の諸手当の支給状況を把握する。

【調査の構成】 1－平成22年職種別民間給与実態調査付帯調査票

※

【調査票名】 1－平成22年職種別民間給与実態調査付帯調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）事業所 （属性）4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所で次の産業に属するもの（ただし、次の経営形態のものを除く。ア. 政府機関及びその関係機関、イ. 地方公共団体及びその関係機関、ウ. 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、エ. 企業組合等）日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）」、「生活関連サービス業、娯楽業（中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。）」、「教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）」、「医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。）」

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）124／1,099 70／1,099
（配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）4月分の最終給与締切日現在（4月そ及改定を含む。）（系統）新潟県人事委員会－報告者、新潟市人事委員会－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）5月1日～6月18日

【調査事項】 新潟県人事委員会：通勤手当の支給状況（1. 交通用具使用者に対する通勤手当の支給制度等、2. 自動車通勤者に対する駐車場の状況等、3. 高速道路、新幹線等利用者に対する通勤手当の支給制度等）

新潟市人事委員会：自宅に係る住居手当の支給状況（1. 自宅に係る住居手当の手当月額、2. 社宅の有無）、通勤手当の支給状況（1. 交通用具使用者に対する通勤手当の支給制度等、2. 自動車通勤者に対する駐車場の状況等、3. 高速道路、新幹線等利用者に対する通勤手当の支給制度等）

【調査名】 福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月26日

【実施機関】 福島県生活環境部産業廃棄物課

【目的】 福島県における産業廃棄物の排出・処理実態を経年的に把握し、福島県産業廃棄物処理計画の進行状況を確認することを目的とする。

【調査の構成】 1－産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理実績報告書（排出事業者用） 2－産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬、処理・処分実績報告書（処理業者用）

※

【調査票名】 1－産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理実績報告書（排出事業者用）

【調査対象】 （地域）福島県全域 （単位）事業所 （属性）福島県内に所在する産業廃棄物多量（指定）排出事業者、産業廃棄物（指定）処理施設設置事業者（抽出枠）福島県が把握している事業者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）550 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）当該年度の前年度（4月1日～翌年3月31日）（系統）福島県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年（ただし、福島県産業廃棄物実態調査（周期：5年）の実施年は除く。）（実施期日）当該年度の6月1日～6月30日

【調査事項】 1. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理実績状況表、（1）事業所の概要（事業内容・従業員数）、（2）前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生量の実績・今年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生量の目標、2. 施設設置事業者用（1）設置者の概要、（2）前年度の処分実績、前年度の保管状況（処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物）、3. 保管・中間処理・最終状況の概要表（施設設置事業者）（1）処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の状況、（2）自社の設置する中間処理施設の状況、（3）自社の設置する最終処分場の状況、4. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理施設における処分実績（施設設置事業者）、5. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理実績報告書、6. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の委託状況報告書

※

【調査票名】 2－産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬、処理・処分実績報告書（処理業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）福島県の許可を有する（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者、（特別管理）産業廃棄物処分業者（抽出枠）福島県が許可している業者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3,500 （配布）郵送 （取集）郵送 （記

入) 自計 (把握時) 当該年度の前年度(4月1日～翌年3月31日) (系統) 福島県—民間事業者—報告者

【周期・期日】 (周期) 年(ただし、福島県廃棄物実態調査(周期:5年)の実施年は除く。) (実施期日) 当該年度の6月1日～6月30日

【調査事項】 1. 事業概要、(1) 産業廃棄物処分業の許可取得の状況等、前年度の処分実績、前年度の保管状況(処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物)、(2) 収集運搬業の許可取得の有無等、前年度の収集運搬実績の有無、2. 保管・中間処理・最終状況の概要表(中間処理・最終処分業)、(1) 処分せずに保管している産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の状況、(2) 中間処理施設の状況、(3) 最終処分の状況、3. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理施設における処分実績(中間処理・最終処分業)、4. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分実績(中間処理・最終処分業)、5. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の福島県外への運搬実績(収集運搬業)

【調査名】 一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月27日

【実施機関】 三重県環境森林部ごみゼロ推進室

【目的】 本調査は三重県内の事業者に対し、ごみ減量化に関する現状を継続的に調査し、ごみ減量やリサイクルに関する取組状況の変化を把握することで、今後の効果的な施策を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）

【備考】 本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1 一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）の分類に掲げる「農業、林業」から「サービス業（他に分類されないもの）」までに属する事業所（「鉱業、採石業、砂利採取業」を除く） （抽出枠）平成18年事業所・企業統計母集団名簿を用い、産業分類及び従業員規模を勘案し、選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/80,000 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年4月1日～翌年3月31日 （系統）三重県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）配布：平成22年5月下旬、回収：平成22年6月中旬

【調査事項】 事業所から排出されるごみの処理状況（処理の方法、処理費用）、事業所から排出されるごみの排出状況（全体ごみ量、ごみの組成）、事業所から排出されるごみのリサイクル状況（品目、発生量、処理方法）

【調査名】 耕種農家の家畜ふん堆肥利用意識調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月28日

【実施機関】 千葉県農林水産部畜産課

【目的】 千葉県内の堆肥の広域流通を図るための事業を策定するに当たり、需要先である「ちばエコ農業者」の堆肥に対する意識や要望を調査する。

【調査の構成】 1 一家畜ふん堆肥利用意識調査（アンケート） 調査票

【備考】 本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1 一家畜ふん堆肥利用意識調査（アンケート） 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）農家 （属性）ちばエコ農業者 （抽出枠）「ちばエコ農業者」名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）3,500／3,979 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年6月1日 （系統）千葉県—民間事業者—報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年6月1日～30日

【調査事項】 性別・年齢、経営状態、作られている作物等、家畜ふん堆肥に関する事項

【調査名】 男女共同参画に関する県民意識調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月28日

【実施機関】 石川県県民文化局男女共同参画課

【目的】 家庭、地域、職場などにおける男女共同参画に関する意識の変化を把握するとともに、今後の男女共同参画の施策の基礎資料とすることを目的として実施する。

【調査の構成】 1－男女共同参画に関する県民意識調査 調査票

【備考】 本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－男女共同参画に関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）個人 （属性）満20歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,500/671,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年5月28日～6月13日 （系統）石川県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年5月28日～6月13日

【調査事項】 1. フェイスシート、2. 男女の地位の平等、3. 家庭生活等、4. 結婚観等、5. 職業、6. 社会的な活動の状況、7. 女性の人権、8. 男女共同参画社会の実現に向けて、9. その他

(2) 変更

【調査名】 鳥取県産業廃棄物実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月5日

【実施機関】 鳥取県生活環境部循環型社会推進課

【目的】 鳥取県内における産業廃棄物の発生・処理状況等の実態を把握し、さらなる排出抑制、リサイクル、適正処理を推進するための基礎資料を得るため。

【調査の構成】 1－鳥取県産業廃棄物実態調査票

【備考】 今回の変更は、報告者数の縮減、調査周期を5年から2年に変更するものである。

※

【調査票名】 1－鳥取県産業廃棄物実態調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）事業所 （属性）廃棄物の排出事業者（抽出枠）平成18年度事業所・企業統計調査（総務省統計局）事業所名簿の民営事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/27,372 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成22年4月1日～翌年3月31日 （系統）都道府県－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成22年4月1日～6月30日

【調査事項】 事業者の事業概要（従業員数及び元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）、病床数（医療機関））、廃棄物の種類等ごとの処理状況（自社中間処理前発生量（トン）、委託前自社中間処理方法、委託中間処理方法、委託最終処分方法）

【調査名】 夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年4月27日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部労政雇用課

【目的】 新潟県内の中小企業を中心とした民間労働組合の夏季一時金及び年末一時金の要求・妥結状況を把握し、労働行政の基礎資料とする。

【沿革】 平成22年に、従前から実施されていた「夏季一時金要求・妥結状況調査」に、別途実施していた「年末一時金要求・妥結状況調査」を統合したことに伴い、調査の名称を「夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査」に変更した。

【調査の構成】 1－夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項及び報告を求める期間等の変更。

※

【調査票名】 1－夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）労働組合 （属性）新潟県内の民間企業の労働者が組織する労働組合 （抽出枠）連合新潟加盟組合一覧、平成18年事業所・企業統計調査結果

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）250／450 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）夏季一時金要求・妥結状況調査：5月31日、6月15日、6月30日、7月20日及び8月10日の各時点、年末一時金要求・妥結状況調査：11月20日、12月5日、12月20日及び12月31日の各時点 （系統）新潟県－各地域振興局企画振興部（新潟、長岡、上越）－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）夏季一時金要求・妥結状況調査：5月31日～8月11日、年末一時金要求・妥結状況調査：11月20日～翌年1月4日

【調査事項】 1. 事業所及び企業全体の従業員数、2. 組合員の数、平均年齢、平均勤続年数及び平均基準内賃金、3. 夏季（年末）一時金の要求年月日、要求金額等、4. 夏季（年末）一時金の妥結年月日、妥結金額等

【調査名】 中小企業景況調査（平成22年届出・2回目）

【受理年月日】 平成22年4月30日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 愛知県内の中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るため。

【調査の構成】 1－中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－中小企業景況調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所及び企業 （属性）日本標準産業分類大分類による製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（抽出枠）製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/162,000 （配布）郵送・FAX （取集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期 （系統）愛知県一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月期（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、愛知県の制度融資に関する調査